

動物愛護功労者熊本県知事表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、動物愛護の推進に積極的に取り組み、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現に功績のあった者の表彰について、表彰内容及び表彰者決定方法を定めるものとする。

(表彰対象者及び方法)

第2条 表彰は、次に掲げるものに該当し、特に顕著な功績がある個人又は団体で、熊本県内において活動し在住するものに対し、感謝状等を授与するものとする。

- (1) 保健所及び熊本県動物愛護センターの保護犬猫の譲渡に貢献した者
- (2) 適正飼養・終生飼養等動物愛護の普及啓発に貢献した者
- (3) 動物の愛護に関し、特に模範となるような業績をあげた者
- (4) 前各号に準じる功績があり、表彰に値すると認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 前条の規定に該当するものがあると認めるときは、熊本県民（熊本県内に住所地を有する個人又は事務所が所在する団体）は動物愛護功労者推薦書（別記第1号様式）により知事に推薦することができる。ただし、自薦を除く。

(被表彰者の決定方法)

第4条 被表彰者は、第2条の対象者に該当する者であり、熊本県動物愛護功労者推薦書が提出されたものの中から、動物愛護功労者選考委員会が選考して知事が決定するものとする。

2 動物愛護功労者選考委員会及びその運営に関しては、別に定めるものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、熊本県動物愛護月間に行うものとする。ただし、特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年6月4日から施行する。